

「ソニー音楽財団 子ども音楽基金」

第6回（2025年度） 募集要項

設立趣旨

公益財団法人ソニー音楽財団では、子どもたちが豊かな感性・すこやかに生きる力をはぐくむためには、音楽を通じた体験や活動が重要であると考えております。

先進国でも相対的貧困などに起因する教育格差が社会問題となるなか、地域・環境・経済状況などに左右されることなく音楽に触れることのできる社会であることを目指し、当財団は2019年（令和元年）に「ソニー音楽財団 子ども音楽基金」を設立しました。これまでに合計58,170,143円（延べ95団体／新型コロナウイルス被害支援含む）の助成を行い、多くの子どもたちへ文化的な体験機会を届けてきました。

当基金では、子どもたちへの教育を目的とした音楽活動に取り組んでいる団体の活動を支援し、助成を行うことで、子どもたちが心豊かに暮らすことのできる環境づくりをサポートいたします。これはSDGs（持続可能な開発目標／Sustainable Development Goals）で掲げられた「2030年までに世界が達成すべき17の目標」のうちの4番目の目標である「質の高い教育をみんなに」に通じるものです。

当財団は、次世代のための教育支援の取り組みを積極的に行い、課題の解消に寄与してまいります。

助成対象となる団体およびその活動

- ・ 日本国内の、原則として18歳未満の子どもを対象に、音楽*を通じた教育活動に取り組んでいる国内の団体およびその活動。

*ここでいう音楽とは、原則としてクラシック音楽およびそれに準ずるものとします。

- ・ 法人格を有する団体。または、法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っている団体（グループ・サークル・実行委員会などを含む）が行う活動。

助成対象とならない団体およびその活動

- ・ 営利団体および営利性の高い活動を行っている団体の活動。
- ・ 設立目的や活動内容が、政治・宗教・思想に偏りがある団体の活動。
- ・ 反社会的勢力と関わりがあり、反社会的な活動内容を含んでいる法人・団体の活動。
- ・ 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない団体の活動。

助成金額

- ・ 支給する助成金は、1 団体につき 10 万円～300 万円（年度毎）とします。
- ・ 活動内容や活動規模および申請額に基づき金額を決定します。

助成の対象となる経費

- ・ 助成対象となる経費は、子どもを対象に音楽を通じた教育活動にかかる費用全般です。
- ・ ここでいう費用全般とは、当該活動における会場費、謝金、備品購入費（楽器等活動に直接関係するもの）、制作費、旅費交通費※、業務委託費、印刷製本費、お弁当代などのほか、助成対象活動にかかる人件費を含みます。
- ・ 助成応募時と異なる内容や、領収書等の証憑書類で支払い事実が証明できない経費は、認められません。

※ 旅費交通費は、原則として鉄道・バスなど公共交通機関の最低料金経路を適用してください。ただし、公共交通機関の利用が困難であり車両での移動手段を利用せざるを得ない明確な理由を有する場合は、ガソリン代を交通費支出として認める場合があります。なお、ガソリン代は一律 37 円 / 1 km とします。

助成対象期間

2025 年 4 月 1 日（火）～2026 年 3 月 31 日（火）

- ・ 原則として期間は 1 年間としますが、活動が複数年にわたる場合は、継続して助成を行う場合があります。その場合は、年度毎に再度応募書類を提出していただいた上で、助成継続可否の選考を行います。
- ・ やむを得ない事情により、助成対象活動の一部または全部が期間内に実施できないときは、所定の変更届を提出し、事前に書面による同意を得た場合に限り、助成対象期間の延長を認める場合があります。

選考基準

選考は、以下の基準に基づいて行います。

- ・ 子どもへの音楽を通じた教育の促進に貢献する事業・活動であるか。
- ・ 活動の目的が明確であり、妥当性があるか。
- ・ 時宜にかなった活動内容であるか。
- ・ 活動の組織体制・スケジュール・予算が適切であり実現可能なものか。
- ・ 助成終了後においても活動を継続するための計画性・実現性があり、将来の発展が見込めるものか。

選考方法

- ・ 当財団内で書類選考を行い、選考委員会にて選考のうえ、当財団理事会にて採択団体を決定します。

選考委員会

- ・ 子どもの貧困・教育政策・社会福祉・音楽教育分野に高い見識を備えた研究者や有識者による選考委員から構成します。
- ・ 直接の利害関係者を排除し、公正中立な判断を堅持できる者を当財団理事会において選任します。
- ・ 選考委員の任期は原則として3年とし、人数を5名とします。欠員が生じた場合には、当財団理事会において後任を定めます。

選考委員（五十音順）

河合 紳和	文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 文化庁参事官(芸術文化担当)付教科調査官 国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官
神原 雅之	特定非営利活動法人リトミック研究センター会長 元京都女子大学教授 元国立音楽大学教授 同大学元副学長
久保山 茂樹	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター上席総括研究員（兼）センター長
山野 則子	大阪公立大学教授 スクールソーシャルワーク評価支援研究所 所長
渡辺 元	公益財団法人助成財団センター 理事 特定非営利活動法人市民社会創造ファンド 副理事長

スケジュール

2024年	6月	募集（6月5日～7月3日）
	7～8月	書類選考
	9～11月	選考委員会による審査
	12月	結果通知（予定）
2025年	1月	採択団体発表（予定）
	4月	助成金支給・助成対象活動開始
2026年	3月	報告書・アンケート提出（活動終了後2か月以内）

※スケジュールは変動する場合があります。

応募方法

当募集要項を詳細までご確認いただき、必要情報および応募書類をご用意の上、「ソニー音楽財団 子ども音楽基金」ウェブサイト（<https://www.smf.or.jp/kok/>）より電子申請システム「Graain（グラライン）※」にて申請してください。

<電子申請システム（Graain）ログイン画面>

<https://www.service.graain.net/vD2vj/general/login>

<必要情報>

応募活動の詳細や団体概要等についての情報は、電子申請システム（Graain）の申請フォームへご入力ください。

<応募書類>

活動計画・収支予算書・補足となる書類については、別途作成の上同申請フォームへファイルをアップロードしてください。

活動計画・収支予算書のフォーマットは、当財団ウェブサイト

(<https://www.smf.or.jp/kok/>) もしくは電子申請システム内「第6回ソニー音楽財団 子ども音楽基金（2025年度）」ページよりダウンロードしてください。

※電子申請システム「Graain」は、株式会社イットアップによって運営されています。

※郵送やメール添付での書類提出は受付対象外となります。必ず電子申請システムからご応募ください。

選考結果の発表

- ・ 助成支給時期を考慮して、当該年度毎に適切な発表時期を定めます。
- ・ 選考結果は、全応募団体に電子申請システム（Graain）経由にて通知します。
- ・ 採択団体一覧は、当基金および当財団ウェブサイト (<https://www.smf.or.jp/>) などに公表します。
- ・ 採択団体の発表を行う贈呈式を開催する場合があります。

応募期間

2024年6月5日（水）～ 7月3日（水）**23:00 必着**

採択団体の義務

- ・ 助成に際しては、活動年度ごとに報告書（収支報告書及び領収書の添付等を含む）他所定の書類を提出していただきます。
- ・ 当財団職員または当財団が委嘱した者および選考委員により、必要に応じて活動の進捗状況や結果について問い合わせ等を行う場合があります。
- ・ 採択団体の助成金額をはじめ団体名、代表者、所在地、活動内容は、当基金の広報活動等のために使用させていただきます。
- ・ 助成対象となった活動の印刷物等に、当基金所定のロゴマーク*を掲載していただきます。
- ・ 贈呈式を実施する場合、採択団体の代表者1名は出席していただくものとします。またオンラインで実施する場合は、各種素材の提供にご協力ください。
- ・ ウェブサイト、SNS、動画サービス等を利用した広報活動にご協力をお願いする場合があります。

* ロゴマーク（一例）



ソニー音楽財団 子ども音楽基金

ソニー音楽財団 子ども音楽基金

その他

- ・ 採択結果に関するお問い合わせには回答いたしかねますのでご了承ください。
- ・ 応募書類に記載された団体名、代表者、所在地、活動内容以外の情報については、選考にのみ使用します。
- ・ 一度応募された書類の差し替えは受付できません。
- ・ 以下に該当した場合は、採択後においても時期に関わらず助成を取り消し、助成金の全額または一部を返還していただくことがあります。
 - その事業が変更または中止等の理由で当該年度に実施されないとき。
 - 助成金を必要としない事由が生じたとき。
 - 採択団体の義務を怠ったとき。
 - 申請書の記載や助成金の使用用途に虚偽があることが判明したとき。
 - 団体および代表者に、反社会的行為や事実が判明したとき。
 - その他助成対象者として適当でない事由が発生したとき。

お問い合わせ先

公益財団法人ソニー音楽財団 子ども音楽基金 係

Eメール：kok@sonymusic.co.jp

※電話・ファックスでのお問い合わせには対応していません

公益財団法人ソニー音楽財団

所在地：東京都千代田区六番町 4-5 SME 六番町ビル

以上